

講演会（サイドイベント）における玉城知事の講演原稿

1 導入

はいさい ぐすーよー ちゅーうがなびら。

皆さんこんにちは。沖縄県知事の玉城デニーです。

本日は、このような発言の場をいただき、ありがとうございます。

まず初めにお礼をしておきたいのは、市民外交センターの上村さんを始めスタッフの皆さん、今日のイベントの開催のために力を貸していただいて本当にありがとうございます。そして後ほど、コメンテーターのショーン・コナーさんにも発言をしていただきますが、国際平和ビューローの事務局長を務めていただいています。関係各機関に対して本当に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今回、私がこの場でお話ししたいテーマは、「米軍基地による人権・自治・環境問題」についてです。

まず、日本全体の国土面積の約0.6%しかない沖縄に、約70.3%の米軍専用施設が集中している背景や現状、基地から派生する事件・事故、環境問題が県民の安全・安心な生活環境を脅かしているにもかかわらず、日米地位協定により国内法が適用されないなどの問題があること、これらについてお話しさせていただきます。

とくに、沖縄県民の8割以上が暮らす沖縄本島中南部の市街地にある世界一危険と、日本政府も認めている、危険な基地と言われている普天間飛行場の1日も早い危険性の除去が必要なこと、その飛行場の移設先として、多くの沖縄県民が反対しているにもかかわらず、日米両政府は、ラムサール条約の登録湿地の国際基準を満たす潜在候補地である辺野古・大浦湾を埋め立てて、新たな基地建設を強行しているという状況があります。

さらに、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権や環境、民主主義といった普遍的な問題であることについて、今日皆様にお話させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

2 沖縄の地理・自然・歴史

まず、沖縄のことをご存じない方もいらっしゃると思いますので、簡単に沖縄の地理的状況を申し上げます。

沖縄県は、アジア大陸の東、日本列島の一番南西の端っこに位置しています。

日本を中心でみると、一番端に位置していますが、このように、東アジアでみると、日本本土や中国、台湾、東南アジアの中心に位置していることがわかると思います。

沖縄県は、東西約 1,000km、南北約 400km の広大な海域に、多数の島々から構成され、38 の有人離島、そして約 147 万人の県民が沖縄県に住んでいます。

沖縄は、美しい珊瑚礁、貴重な野生生物など優れた自然環境に恵まれており、沖縄本島北部のやんばると呼ばれる森には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラといった希少生物が多数生息し、生物多様性に富んだ自然はまさに人類共通の宝物と呼ぶにふさわしい姿を成しており、2021 年 7 月には「沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されています。

沖縄は、15 世紀から 19 世紀までの約 450 年間、琉球王国という独立国でした。

19 世紀の中頃、アメリカのペリー艦隊が、日本本土に来港する前後に、当時の琉球王国にも寄港しています。琉球王国とアメリカとの間で琉米修好条約が結ばれました。また、フランス、オランダとも同じような内容の条約を結んでいます。

琉球王国は、日本、中国、東南アジア諸国の中間に位置するという地理的な特徴を生かして、これらの国々と盛んに交易し、独自の文化を育んでいます。

1879 年、日本政府の廃藩置県に伴い、琉球王国から、日本の一つの県となりました。

3 基地ができた歴史的背景と基地負担の現状

1939年からはじまった第2次世界大戦においては、沖縄では、史上まれにみる熾烈な地上戦が行われ、「鉄の暴風」と呼ばれるすさまじい爆弾投下と砲撃により、県民の4人に1人が命を奪われ、緑豊かな島々は焦土と化しました。

沖縄に上陸した米軍は、住民をまず収容所に強制隔離し、土地を接収し、次々と新しい基地を建設していきました。

それから後に、1952年のサンフランシスコ講和条約により日本は独立国として主権を回復しますが、沖縄は、日本本土から切り離され、その後27年もの間、米軍の施政権下におかれることになりました。

日本本土では、米軍が起こした事件・事故等による米軍への不満が高まったこと、米軍基地の拡張への反対運動が、強烈な運動が起こったことなどを背景として、基地の整理縮小が進みました。

日本本土から出ていった米軍基地はどこへいったかというと、米軍の施政権下にあった沖縄に移っていくことになります。沖縄では、国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、住民の意思とは関係なく、武装兵らによる「銃剣とブルドーザー」で居住地などが強制接収され、基地が次々と建設されることにより、広大な米軍基地が形成されました。

このように形成された米軍基地は、1972年に沖縄が日本に復帰し、50年以上経過した現在もその多くが存在し続けています。日本の国土面積の約0.6パーセントにすぎない沖縄県には、全国の米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するという異常な状況が続いています。

ちなみに、沖縄県内にある米軍専用施設の面積は、1万8,483haです。これは、ジュネーブ市の面積約1,600haの約11倍です。その広さを実感できるのではないかと思います。

4 米軍の事件・事故

広大な米軍基地が、住民生活と隣り合わせにあることにより、事件・事故、騒音、公害など、様々な悪影響を県民に与えています。

訓練・演習に伴う航空機事故は後を絶ちません。まず、復帰前の 1959 年には、米軍のジェット機が小学校に墜落、炎上し、児童 11 人を含む 17 人の死者、210 人の重軽傷者を出した事故が発生しています。

1965 年、落下傘を取り付けたトレーラーが落下し、いたいけな少女が下敷きになって亡くなった事故が起こっています。

近年の例をあげると、2004 年、宜野湾市の沖縄国際大学に海兵隊のヘリコプターが墜落する事故、2016 年、名護市安部沿岸でのオスプレイの墜落事故、2017 年、宜野湾市の普天間第二小学校にヘリコプターの窓枠が子ども達の体育の授業中に落下する事故などが発生しています。その事故の後、この小学校の運動場には子どもたちが避難するというセンターがつくられました。

子どもたちが安全で安心して学ぶ環境であるべき学校で、このように子どもたちが危険にさらされることが、果たして許されるのでしょうか。

また、米軍人・軍属等による刑法犯罪は、復帰（1972 年）からこれまでに 6,000 件以上発生しています。そのうち、殺人・強盗・強姦などの凶悪犯は 584 件発生しています。

1995 年、小学生の少女が米兵 3 人に暴行される事件が発生し、戦後半世紀、基地被害と米兵の犯罪に苦しんできた沖縄県民の怒りが爆発しました。2016 年にも、米軍属の男が女性を強姦し、死亡させ、その後死体を遺棄する事件が発生し、県民の強い憤りが再燃しました。さらに、2019 年、海軍兵が女性を殺害した後、自殺する事件が発生し、それもまた、県民に大きな衝撃と不安を与えました。

5 米軍基地から派生する環境問題（PFAS 等）

米軍基地は、環境の面でも深刻な影響をもたらしています。

普天間飛行場や嘉手納飛行場の周辺では、常駐機に加え、外来機による昼夜を問わない訓練により、航空機騒音や排気ガスの悪臭に悩まされています。地域住民の生活に甚大な被害を与えております。

また、基地内からの航空機燃料やディーゼルオイル等の流出による水域等の汚染がたびたび発生しています。度重なる燃料の流出事故は、河川・海域・土壤等の自然環境を汚染することはもとより、県民の生活や健康への影響も懸念されています。

加えて、普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺の川や湧き水から、自然界では分解されず製造・使用について国際的に規制の対象となっている有機フッ素化合物、いわゆる PFAS が、国の暫定指針値を超えて検出されており、地域住民に大きな不安を与えています。

これまでの調査結果から、普天間・嘉手納の両飛行場が汚染源である可能性が高いと考えられており、沖縄県では、汚染源を特定するため、米軍基地内の立入を求めていますが、米軍からの許可が下りず、調査すらできない不平等な状況が続いています。

2020 年には普天間飛行場から PFAS を含む泡消火剤 14 万リットル余りが基地の外に流出する事故が発生し、2021 年には普天間飛行場内に残っていた PFAS を含む水の処分方法について日本とアメリカが協議している最中に、この水 6 万リットル余りを米軍が一方的に公共下水道に放出するということも起こっています。

私は、今年の 7 月にハワイを訪れ、ホノルル市の水道局長らと、ハワイにある米海軍の貯油施設「レッド・ヒル」におけるジェット燃料流出事故及び PFAS の含有物製品漏出事故への対応について、意見交換を行いました。

2021 年の事故発覚後、ホノルル市の水道局は、住民への情報提供を徹底して行うとともに、ハワイ州や国を巻き込んで、米軍側と折衝を行いました。

その結果、事故があったレッド・ヒル施設については、2027 年までに撤去、燃料施設の閉鎖を行うことが決定したほか、水源の水質監視についても、米軍が公表することになっています。

同じ米軍施設での環境問題について、米国内と国外では対応に違いがあるということは明らかです。

6　日米地位協定の問題点

このような、米軍基地から派生する諸問題と密接に関わるのが、在日米軍による施設・区域の使用のあり方や日本における米軍の地位を定めた日米地位協定です。日米地位協定は一度も改正されないまま締結から60年以上が経過しており、社会情勢の変化や人権、環境問題などに対する意識の高まりの中で、時代の要求や日本国民の要望にもそぐわないものとなっています。

例えば、先ほど説明したPFASに関する米軍基地内の立入調査についても、米軍基地の管理権は米軍にあり、自治体の基地内への立入権が確保されていないため、基地周辺で高濃度のPFASが検出されても、その原因の究明が難しい状況となっています。

また、刑事裁判権についても身柄の移転についてこれまで運用改善が図られているものの、アメリカ側の裁量に委ねられています。

日本政府は、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接収国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様であるとの立場を取っており、日米地位協定にも一部の法令を除き日本の国内法を適用する条文がないことから、在日米軍には日本の国内法は原則として適用しないというようにされています。

しかし、本当にそうなのか、沖縄県は、日本と同様に米軍が駐留しているドイツやイタリアなどの国々の状況について、現地に赴き、関係者にヒアリングするなどの調査を行いました。

その結果、ドイツやイタリアなどの国々では、航空法などの自国の法律や規制を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが分かりました。

沖縄県民の人権や生活を守るためにも、米軍に対する受入国の国内法の適用など、日米地位協定の抜本的な見直しが必要です。

沖縄県では、日米両政府に対し、何度も日米地位協定の抜本的な見直しを求めてきましたが、いまだ実現されておりません。

7 辺野古・大浦湾の豊かな環境と新基地建設

(普天間飛行場と辺野古移設)

ここまで、国土面積の約 0.6% しかない沖縄に、約 70.3% の米軍専用施設が集中している状況は、多くの基地被害を生み出しているということについてお話をさせていただきました。

ここからは、沖縄で最も問題となっている普天間飛行場の辺野古移設の問題についてお話ををしていきたいと思います。

県民の 8 割以上が暮らす沖縄本島中南部にある米海兵隊の普天間飛行場は、市街地の中心部に位置し、その周辺には学校や公共施設、住宅などが数多く存在しており、航空機事故の危険性や騒音被害等により、周辺住民に深刻な影響を及ぼすなど、世界一危険な基地であるとも言われています。

先ほども説明したとおり、普天間飛行場所属機は、この飛行場に隣接する沖縄国際大学にヘリコプターが墜落・炎上する事故をはじめ、普天間第二小学校に大型ヘリの部品が子ども達の体育の授業中に落下する事故を発生させるなど、これまで多くの事故を繰り返しています。

また、昼夜を問わない航空機騒音により、周辺住民の我慢や負担は限界を超えてています。

このため、沖縄県は、日米両政府に対して、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む 1 日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するよう求めています。

日米両政府も、普天間飛行場の危険性を認識し、同飛行場の移設を計画しました。

しかし、日米両政府が出した計画は、沖縄の辺野古・大浦湾という美しい海を埋め立てて、新たな基地を建設するというものでした。

しかも、移設計画は、普天間飛行場にはない係船機能付護岸、弾薬搭載エリア、2 本の滑走路など、新たな機能が整備されるなど、代替施設ではなく新たな基地を建設するものであり、沖縄の過重な基地負担や基地負担の格差を永久化し、また固定化するものしかありません。

多くの沖縄県民は、普天間飛行場の県内移設に反対です。このことは、過去3回の県知事選挙で示されています。更に、2019年に民主主義の手続きにより実施された県民投票においては、投票総数の約7割が埋立て反対を示しました。

しかし、日米両政府は、「辺野古が唯一の解決策」という姿勢を変えず、県民の思いを顧みることなく、新基地建設が強行されています。民主主義の手続きによる意思の表示すら、蔑ろにされているという現状です。

この辺野古新基地建設工事は、キャンプ・シュワブという米海兵隊の基地の沖合を埋め立て、新たな基地を作るというもので、比較的水深の浅い「辺野古」側の海域は、ほとんど埋立が完成しています。

一方、「大浦湾」側については、後ほど詳しく説明しますが、軟弱地盤の存在などの問題があり、工事は進んでいない状況にあります。

(辺野古・大浦湾の豊かな自然環境)

辺野古新基地の建設予定地である辺野古・大浦湾は、生物多様性の極めて高い海域です。

この海域では、国指定天然記念物のジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の生物が確認されています。このうち約1,300種の生物はまだ分類されておらず、その中には新種が含まれている可能性があると言われています。

この海域の自然環境の重要性は、日本生態系学会をはじめとした19もの学会の共同声明でも指摘されており、日本政府、環境省は、この海域をラムサール条約の登録湿地の国際基準を満たす潜在候補地とし、「生物多様性の観点から重要性の高い海域」の一つとしても抽出しています。

また、世界的な海洋学者である、シルヴィア・アール博士が率いるアメリカの環境NGOミッショナルブルーにより、大浦湾とその周辺海域一帯が、希少なアオサンゴ群落やジュゴンを含む数千種の生物が生息する重要な生物多様性を

持つと評価され、2019年10月、日本で初めて「ホープ・スポット（希望の海）」として登録されました。

私は、この辺野古・大浦湾の自然環境は、これから次世代に引き継いでいかなければならぬ、私たちのかけがえのない貴重な財産でもあると考えております。

(軟弱地盤の存在)

この辺野古新基地建設については、埋立工事自体にも、大きな問題があります。

辺野古新基地の建設予定地の大浦湾の海底には、非常に緩く軟らかいマヨネーズ状の「軟弱地盤」が広い範囲に分布しています。面積では約66haと、大浦湾の埋立区域の約6割に当たります。

最も深い場所では、水面下90mにまで存在しています。そのため、新基地を建設するためには、直径2m近くの砂の杭を含む7万本以上の大きな杭を打ち込む大規模な地盤改良工事が必要です。

また、地盤改良に伴い、地盤が最大14メートル盛り上がりとされており、周辺海域の環境に甚大な被害が及ぶことは容易に想像できます。

さらに、新基地建設予定地の直下とその近くには、2つの断層が存在していますが、地質学者は、これらの断層が地震発生のリスクの高い「活断層」であると指摘しています。

新基地建設予定地には、緩い地盤と固い地盤が混在しており、地盤が不均一に沈む「不同沈下」が長期にわたり発生する恐れがあります。そのため、仮にこの基地が完成しても、維持管理に莫大な経費を要する恐れがあります。

以上のように、辺野古新基地建設は、多くの課題があり、建設予定地としてはまったく適切な場所ではありません。

(新基地建設を巡る裁判)

この辺野古新基地建設を巡って、沖縄県と日本政府の間では裁判が行われています。

しかし、沖縄県が軟弱地盤の課題や環境問題など、新基地建設には多くの問題があることを訴えても、裁判では認められておらず、結果として、埋め立て工事を止められません。

これまでの裁判で、沖縄県は、日本の法制度には、地方自治の観点からいくつかの問題があることが明らかになったと考えています。

沖縄県は、辺野古新基地建設を行っている沖縄防衛局からの埋立変更承認申請を、軟弱地盤の存在などの問題があることにより、不承認としました。

沖縄防衛局は、国の機関であるにもかかわらず、国民の権利利益の救済を図るための制度を利用して、同じ国の機関である国土交通大臣に、県が行った不承認処分の取り消しを求めます。

国土交通大臣は、同じ国の機関からの訴えのとおりに、沖縄県の不承認処分を取り消します。

沖縄県は、国土交通大臣の判断を不服として提訴していましたが、先日 9 月 4 日、最高裁判所は、沖縄県が不承認とした理由に触れることなく、沖縄県の訴えを退けています。

このことは、主権者たる国民・地域住民の声に応える権限と責務を持ってい る沖縄県の自主性や自立性、ひいては、日本国憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化する極めて重大な問題を生じさせています。

8 結び

このように、沖縄県の基地負担の問題、特に、辺野古移設の問題は、環境や民主主義、地方自治の問題など、様々な問題を抱えています。

本来、安全保障の問題は国全体の問題ですが、日本政府は日米安全保障体制を優先するあまり、一地域である沖縄に基地を集中させ続けています。繰り返しますが、これは地域の自主性と自立性を脅かしかねない事態であると危惧しております。

我々沖縄県は、この不条理な状況を抜本的に解決するため、日米両政府に対し、対話による協議を求めていることを申し添えておきたいと思います。

私が今回、国連の場でお話させていただくことで、国際社会の皆さんに、このような沖縄の現状にご关心を持っていただき、解決するためのご協力をいただきたいと考えています。

今、沖縄で起こっている問題は、人権や民主主義、環境の問題など、世界の共通の問題であり、ともに考えていただければと思います。

最後に、会場にお越しいただいた皆様におかれましては、沖縄に思いを寄せていただき、一層の御支援や御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ご視聴いただきありがとうございました。いっぺーにふえーでーびたん。Thank you very much.